



県民の かけ

2019

VOL.

56

暴力団追放三ない運動 +1 ワン

暴力団を利用しない

暴力団を恐れない

暴力団に金を出さない

暴力団と交際しない

「菅生の滝(すがおのたき)」



公益
財団法人

福岡県暴力追放運動推進センター

ご挨拶

『オリンピックと暴力団』

公益財団法人
福岡県暴力追放運動推進センター
専務理事 藪 正孝



今年2月、毎日新聞に『五輪控え「自重」通達関東の6団体、摘発強化を警戒か』という記事が掲載されました。「通達」を発出したのは、住吉会、稻川会等、関東主要暴力団6団体で作る「関東親睦会」です。

その内容は、東京都内をはじめ暴力団による発砲事件が続いたことを受け、来年の東京オリンピック、パラリンピックに向け、銃器の使用を自重し、「今後発砲事件が起ころぬ様」各団体で指導教育を行うというものだそうです。

福岡県の暴力団ではまず考えられないことですが、過去、山口組と山口組から分裂した一和会の抗争に際しても、昭和60年7月、神戸市でユニバーシアードが開催された際に一時、休戦が行われたことがあります。

山口組は、現在、六代目山口組、神戸山口組、任侠山口組の3団体に分裂し、互いに「抗争状態」にあります。

全国的には最近でも、相手側幹部方等に拳銃を撃ち込んだり、刃物で襲撃する事件などが散発的に発生しています。ただ、全国で死者25名、負傷者70名に及んだ山口組と一和会との抗争や、無関係の市民1名を含む14名の死者、負傷者13名を出した道仁会と九州政道会(現・浪川会)との抗争に比べると、隔世の感があります。

この道仁会と浪川会の抗争ですが、平成24年12月、両団体が特定抗争指定暴力団に指定されると、ピタッと止まりました。そして、翌年6月には、両団体が福岡県警に対し「抗争の終結」と「九州政道会の解散」を宣言する文書を提出し、抗争は終結しました。

これは、もちろん、市民にこれ以上の迷惑をかけないためではありません。特定抗争指定暴力団として指定されると、暴力団事務所の使用が禁止されたり、一定数の暴力団員が集まるだけで検挙されるという大きなデメリットがあったからです。そして、「解散」を宣言した九州政道会は、浪川会と名を変え活動を続けています。

「仁侠団体」を標榜する暴力団ですが、市民に対し卑劣な暴力を繰り返してきた工藤会と関係を絶とうとする暴力団はどこにもありません。組織的暴力、その威力を背景に存在を続けてきたのが暴力団です。そして、暴力団は自らの存在を賭け常に学んでいます。関東親睦会の通達もその一環にすぎません。

暴力団壊滅へは未だ道半ばです。暴力団の存在しない福岡県を目指し、引き続き、皆様のご支援、ご協力を願いいたします。



福岡県警察本部
暴力団対策部長 尾上 芳信

新天皇陛下御即位に伴い、元号が「令和」に改元され、新たな時代の幕開けとなりました。

県民の皆様方におかれましては、平素から福岡県警察の業務各般、とりわけ暴力団排除に向けた取組みに関しまして、深い御理解と力強い御協力を賜っておりますことに對し、県警暴力団対策部長として、心から御礼申し上げます。

県警察では、暴力団構成員等に対する徹底した取締りに加え、各種事業からの暴力団排除のほか、暴力団事務所の撤去、暴力団員の社会復帰対策など、あらゆる暴力団排除活動を県民の皆様と一緒に取り組んでいます。

その結果、本県における暴力団からの離脱支援者については、平成27年以降4年連続で100人を超えており、県内の暴力団構成員等も、昨年末現在で約1,890人と、ピーク時であった平成19年と比較して約半減するなど、年々減少傾向にあり、本県の暴力団対策は着実に前進しております。

また、全国で唯一の特定危険指定暴力団五代目工藤會につきましても、平成26年以降の集中した取締りなどにより、構成員等が大きく減少するなど、弱体化が進んでいる今こそ、その壊滅に向けて、手を緩めることなく、各種対策を更に徹底させていく必要があると考えております。

一方で、筑後地区に拠点を置く道仁会や浪川会は、平成26年に特定抗争指定暴力団としての指定が解除されて以降、その活動を活発化させており、この新たな脅威の芽を早期に摘み取るべく、県警察では、昨年10月に約200名体制の筑後地区暴力団集中取締本部を設置したほか、本年3月には、筑後地区の暴力団に対する職務質問を専従的に行う特別遊撃班を編成するなど体制を強化し、両団体に対する実態解明と取締りを強力に推進しているところであります。

県警察では、暴力団の存在しない、安全で安心して生活できる福岡県を実現するため、暴力団排除活動の中核である福岡県暴力追放運動推進センターはもとより、あらゆる地域・職域における暴力団排除組織の皆様方、県民の皆様方と、より一層の連携を図っていきたいと考えておりますのでよろしくお願ひ申し上げます。

最後に、県民の皆様方の御多幸と御活躍を祈念して私の挨拶と致します。

事業報告

平成30年度の活動状況

昨年度の主な活動内容をご紹介します。

広報啓発活動

●第27回 暴力追放福岡県民大会の開催

平成30年11月12日、福岡市中央区「アクロス福岡」において、県民約1300名が参加し、「第27回暴力追放福岡県民大会」を開催しました。

暴力追放活動功労者や暴力追放イメージポスター優秀者等の表彰を行い、参加者全員が暴力団排除を力強く唱和しました。

●暴力団排除意識の啓発、高揚

会報「県民の絆」等各種広報資料を作成し、県民の暴力団排除意識の啓発に努めました。

また、各地で開催される暴追イベントに参加し、暴力団排除の重要性等について講演しました。



暴力団事務所撤去活動

●暴力団事務所撤去に向けた代理訴訟の実施

代理訴訟制度に基づき、地裁久留米支部に対し、久留米市にある指定暴力団道仁会系の組事務所について使用禁止を求める仮処分を申し立てたところ、仮処分命令に基づき平成31年2月19日に保全執行され、新聞等にも大きく取り上げられました。

これにより、同事務所における組員の立入り、定例会の開催、組の紋章の掲示等ができなくなりました。

暴力団からの離脱・就労支援活動

警察、当センター及び企業の三者で連携し、暴力団離脱者の社会復帰を促進し、当センターは、企業に対する給付金や見舞金の支給といった援助活動を行いました。

昨年度中は、19名が就労に至り、多くの者が現在も仕事を続けています。

また、暴力団の就労支援を啓発するための動画を作成し、当センターホームページに掲載しています。

動画の紹介

また、暴力団の離脱・就労支援を啓発するための動画を作成し、当センターホームページに掲載しています。

暴力団からの離脱・就労支援動画▶

<http://www.fukuoka-boutui.or.jp/>

是非、
ご覧下さい。



暴力追放相談活動

日常の相談対応活動に加え、平成30年4月21日及び10月20日に、当センター、警察及び福岡県弁護士会の三者共催により暴力団被害集中相談窓口を開設しました。

また、毎月第1、第3水曜日に「民暴特別相談日」を開設し、民事介入暴力対策委員会弁護士と連携して、相談者の不安の解消に努めました。

少年への広報啓発活動

県警少年課と連携し、広報資料「みんなで考えよう！少年非行・犯罪被害防止」を作成・配付しました。



各種研修会等の実施

不当要求防止責任者講習

昨年度は、38回実施し、2,245事業者が受講しました。

賛助会セミナー

平成30年10月23日、賛助会会員に対するアフターケアと位置付け、「賛助会暴力団排除セミナー」を実施しました。

福岡県暴力団離脱・就労対策連絡会定例会

平成31年1月30日、暴力団員の離脱支援及び社会復帰対策に向けた連携を強化するため、県警をはじめとした14機関が参加し定例会を開催しました。

民暴研究会

平成30年10月12日、福岡県弁護士会民暴委員会、県警及び当センターで、民事介入暴力への迅速的確な対処等に関する研究会を実施しました。

不当要求情報管理機関連絡会議

(公財)モーターボート競争保安協会、(公財)競馬保安協会、日本証券業協会の関係者との連絡会議を開催し、暴力団排除に関する情報交換等を実施しました。

民暴弁護士による身近な法律相談

Q & A

担当弁護士

安原・松村・安孫子法律事務所
中島 正博 弁護士

〒810-0041

福岡市中央区大名2-8-18
天神パークビル9階



Q

当社は、暴力団関係者や反社会的勢力が会社に押しかけてくるというような経験をしたことがなく、対処法がわかりません。基本的な心構えについて、アドバイスをお願いします。

A

暴力団関係者に応対する際は、毅然とした態度を貫くことが大事です。

暴力団関係者は、「犯罪になれば刑務所入り」の危険を理解しながら、資金を獲得するために会社などを訪れていますから、直接的な暴力を加えることは滅多にありません。ですので、必要以上に恐れる必要はありません。ただし、相手は、脅しのプロですから決して侮ってはいけません。暴力団関係者は弱い者には強い態度をとるので、毅然とした対応を貫くことが大切です。

Q

暴力団関係者が会社に押しかけてきた場合の受付時の対応について教えてください。

A

受付時に、相手方の氏名(フルネーム)、所属団体、所在地、電話番号及び用件等を確認しましょう。

また、年齢、人相、着衣、身体的特徴、言葉の訛り、携行品、自動車のナンバー・車種・塗色等をメモなどに記録しておくことも有効です。この記録については、面談時に面談担当者以外の方がじっくり観察して行う方法もあります。

Q

暴力団関係者が会社に押しかけてきた場合、どのような場所で面談すればよいか教えてください。

A

相手方と面談する場合、会社に有利な場所で、応対者が精神的に余裕をもって応対できる場所を選んでください。

具体的には、会社の管理が及ぶ場所(例えば、暴追ポスターや不当要求防止責任者講習の「受講修了書」を掲示した社内応接室、社内電話がある部屋、大声を出せばすぐに社員にわかるような部屋等)で行うのが望ましいでしょう。

また、仮に相手から呼び出されたとしても、呼出しには応じず、相手方の指定する場所には絶対に出向かないようにしてください。やむを得ず社外で面談する場合は、ホテルのロビー等、人目につく公共の場所を選んでください。

Q

会話をする際に気をつけることはありますか?

A

暴力団関係者は、相手を挑発して失言を誘い、あるいは言葉尻をとらえ、そのうえで無理難題を押しつけてきます。失言をしたこと自体で責任が発生することはありませんので、挑発に乗らずに冷静に対応することが大切です。ただし、暴力団関係者は、一般市民に馬鹿にされたり、なめられたりしたと思ったときは、「メンツをつぶされた。」などとして、場合によっては直接的な暴力行為に及ぶことがありますので、彼らを挑発することは危険です。

Q

会社側の対応として気をつけておくべきことはありますか?

A

担当者を一人にせず、必ず複数で対応することです。

担当者を孤立させてしまったことで、担当者が個人的な責任を追及されたり、担当者が早く終わらせたい一心で、自腹で要求に応じたことにより、深刻な事態に至った事例も見受けられます。交渉の最前線に立つ担当者へのフォローを忘れず、常に組織で対応することを心がけてください。

具体的にお困りの案件がありましたら、弁護士へのご相談をお勧めします。また、福岡県暴追センターにおいて、定期的に福岡県弁護士会民事介入暴力対策委員会所属の弁護士による無料相談も行っております。暴力団員等に関する相談のほか、悪質なクレーマー等への対応についても、広くご相談に応じてありますので、ぜひご利用ください。

平成30年12月末における福岡県の暴力団勢力

- 1) 組織数 約150組織
2) 暴力団構成員等の概数

	暴力団構成員	準構成員等	計	構成比			
福岡県指定五団体	五代目工藤會 310 (330)	-50 (-50)	260 (320)	+10 (+10)	570 (650)	-40 (-40)	30.2%
	道仁會 250 (480)	-10 (-20)	160 (350)	-10 (-30)	420 (840)	-20 (-50)	22.2%
	太州會 90	-10	50	±0	140	-10	7.4%
	三代目福博會 100 (110)	-10 (-10)	100 (110)	±0 (-20)	190 (230)	-20 (-30)	10.1%
	浪川會 120 (210)	-10 (-20)	70 (130)	±0 (-20)	190 (340)	-10 (-40)	10.1%
六代目山口組	170	-30	110	-10	280	-40	14.8%
神戸山口組	50	-20	30	+10	80	-10	4.2%
その他の	10	±0	10	±0	20	±0	1.1%
合 計	1100	-130	790	-20	1890	-150	100%

※1 本表における暴力団構成員等の数は概数であるため、各項目の和が「計」又は「合計」と必ずしも一致しない。

※2 ()内は、県外勢力を含んだ人数を表す。

※3 増減は、前年12月末時点の暴力団構成員等と比較したものである。

※4 「準構成員等」については、平成23年以前は「準構成員」と呼称していた。



2019年
上半期

地域・職域の暴排活動紹介

- 1月4日 ●日本船舶職員養成協会西日本 新春研修
1月26日 ●みやま市・柳川市暴力団追放総決起大会



- 1月27日 ●第1回 那珂川市安全安心まちづくり推進大会
2月2日 ●大川市・筑後市・大木町合同
暴力団追放総決起大会



- 2月4日 ●福岡県ホテル暴力団排除連絡協議会
定期総会
2月19日 ●第32回 福岡県タクシー協会
暴力追放防犯協力推進協議会総会
3月12日 ●安全・安心あさくら住民総決起大会



- 4月16日 ●(一社)福岡銀行協会会合
5月17日 ●(一社)日本電機工業会福岡支部
企業防衛に関する研修会
5月17日 ●川崎技研安全衛生協力会
不当要求防止研修
5月24日 ●第58回 福岡県遊技業協同組合総代祝賀会

お知らせコーナー

第28回暴力追放福岡県民大会 北九州市「暴力追放・安全安心まちづくり」市民大会

開催日程等
案 内

今年度は、北九州市と共に、下記のとおり開催いたします。

●開催日時

令和元年8月16日(金)

午後2時から午後4時まで

●開催場所

北九州市小倉北区室町1-1-1-11
北九州芸術劇場大ホール



第27回大会の様子

不当要求防止責任者講習のご案内

「不当要求防止責任者講習会」 をご存知ですか？

事業所を暴力団等から守るために開催される講習会です。
暴力団対策法に規定する「不当要求防止責任者（暴排責任者）制度」として行われるもので、

- 暴力団等からの不当要求対応要領
- 不当要求の事例
- 暴力団の情勢等の講話、暴力団対策ビデオの上映
などによる講習（約3時間）を実施しています。

受講の手続き

事業所で責任者を選任のうえ、「選任届書」を所在地を管轄する警察署に提出して下さい。後日県警本部組織犯罪対策課から講習会の案内通知が届きます。（費用は一切かかりません。）

受講のメリット

- 不当要求対応要領など不当要求防止の教材を無料で受領できます。
- 「受講修了書」「責任者講習受講事務所」のステッカーを無料で受領できます。
- 不当要求に対する正しい対応要領を学ぶことで会社と従業員を守ることができます。

※詳細は、福岡県警察組織犯罪対策課 TEL092-641-4141(内線4576) (公財)福岡県暴力追放運動推進センター TEL092-651-8938

賛助会員を募集しています。

(公財)福岡県暴力追放運動推進センターの賛助会員とは

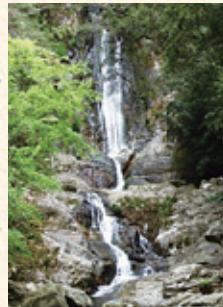
暴力団の壊滅については、今や県を挙げて取り組んでいるところです。
そのためには警察の取締りはもちろんですが、暴力団の社会的寄生基盤である地域・職域から、暴力団を追放するという暴力団排除活動とが相まってこそ可能となります。

また、暴力団排除条例により暴力団に対する利益供与は禁止されており、交際が明らかになれば、企業のダメージは大きなものとなります。当センターは、このような地域・職域からの暴力団追放運動を目的とした活動を行っており、御賛同いただける会員の募集を行っております。

多くの皆様のご入会をお待ちしております。

表紙：滝シリーズ
北九州市小倉南区
菅生の滝(すがおのたき)

北九州市小倉南区西方に位置し、紫川の上流である道原の国有林内にあるこの滝の水源は福地山系から発しています。
駐車場から滝までの道中に多くの石仏が並んでおり靈験な雰囲気が漂う菅生の滝。名前のいわれは、高さ約30メートルから流れ落ちる滝の飛沫の勢いに、婦人の化粧も落ちて素顔になってしまうから…とも言われています。



お問い合わせは 公益財団法人 福岡県暴力追放運動推進センター

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎5階 TEL.092-651-8938 FAX.092-651-8988 <http://www.fukuoka-boutui.or.jp/>